

入札参加資格停止措置について

1. 資格停止措置業者の名称及び所在地

商号又は名称	所在地
日本ハイウェイ・サービス（株） 八幡営業所	岐阜県郡上市八幡町稲成835-1

2. 資格停止措置理由

公正取引委員会は、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反していたとして、令和8年4月22日付けで日本ハイウェイ・サービス（株）に対して排除措置命令を行い、違反事業者として公表を行った。

これは、恵那市入札参加資格停止要綱第2条第1項別表、一般契約における独占禁止法違反行為に該当することから、本市に登録がある上記事業者について、入札参加資格の停止措置を行う。

なお、課徴金納付命令の対象事業者ではなく、課徴金減免制度の適用免除のため、短縮した措置期間を適用する。

3. 資格停止措置期間

令和8年5月22日から令和8年7月21日まで（2か月）

4. 資格停止措置要件

○恵那市入札参加資格停止要綱第2条第1項 別表

区分	措置要件	期間
独占禁止法違反行為	(13) 一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内

5. 停止される資格等

上記期間中、入札参加資格を停止し、随意契約の相手方となることもできない。既に指名通知を行い又は入札参加資格確認を行った入札案件のうち、入札未執行のものについては指名又は資格確認を取り消す。